



International
Confederation
of Midwives

Strengthening Midwifery Globally

国際助産師連盟

細則

本細則は、オランダ王国法に基づき設立され、オランダ王国ハーグ市にその登記上の本部を有する国際助産師連盟（ICM）の定款の諸条項に連動して適用されるものである。当団体の本部は、オランダ王国ハーグ市（Laan van Meerdervoort 70, 2517 AN The Hague, the Netherlands）に所在し、以下「連盟」と称する。

名称

定款—第1条1項および2項

連盟の名称は、評議会からの特定の合意なしに、文具や印刷物上に、または使用者が連盟のために活動していることを示唆するようないかなる方法においても使用することはできないものとする。連盟の名称を使用するには、評議会会議の合間に、理事会からの許可を得ることが必要となる。

活動

定款—第2条

1. 連盟のビジョンは次のとおりである。「出産を迎える女性一人ひとりが、新生児とともに助産師のケアを受けられる世界を目指す」連盟のミッションは次のとおりである。「女性のリプロダクティブ・ヘルスおよび新生児と家族の健康増進をはかるため、出産を迎える女性にとって、そして出産を正常に保つということにおいて、最適なケアを提供する助産師の自律性を促進することにより ICM 加盟団体の強化と世界的に助産の専門性の向上を図る」
2. 地域、会員協会、委員会、その他グループまたは個人に関わらず、連盟の名の下に行われる活動計画は、こうした活動を実施する前に最高責任者（定款で事務局長と記載）に申請し、理事会または執行委員会による承認を受けなければならない。すべての活動は、終了後3ヶ月以内に文書にて事務局長に報告しなければならないものとする。

会員となるための要件

定款—第4条

1. 連盟に支払う加盟費の段階は、入会を希望する協会の加盟国の発展度合いを反映するよう体系化され、3年期ごとに評議会が承認する。
2. 評議会が合意した計算方法および率に応じて会員協会に適用された会費全額のうち、一部でも会計年度の2期連続で支払いが行われなかった場合、当該会員は会費を未納しているものと見なされる。
3. 1年分の未払い金の支払いにおける支援を申請し、連盟の会員支援基金（Membership Assistance Fund）から支援が認められた会員協会は、全額を支払ったものと見なされる。

加盟申請

定款—第5条3項

加盟を拒否された協会は、次の評議会会議の少なくとも60日前までに文書にて申し立てをすることができる。協会の代表者は、評議会に反証することができる。上告は、評議会の最優先議題の次位に位置づけられ、議長が上告を聴聞するための時間を決定する。

会員資格の一時停止

定款—第6条

1. 会員資格の一時停止勧告を行う旨の意向通知は、定款第5条4項に記されているとおり、登録されている当該会員協会の最終住所へ書留で郵送される。
2. 通告を受けた会員協会は、理事会に対し再考を申し入れることができる。
3. 連盟に対する財務上の義務を会計年度の2年以上の期間遅滞した協会は、理事会により会員資格の一時停止勧告を評議会に対して行う旨の意向通知を受け取る場合がある。
4. 評議会より連盟の会員資格を一時停止された協会は、評議会より当該資格が回復されるまで評議会への参加資格を喪失する。

会員資格の解除

定款—第7条4項、7項

1. 会員協会は、事務局長経由で文書にて理事会に届け出ることにより、会員資格の解除を執行することができる。
2. 会員資格を解除された会員は、文書にて上告することができる。協会の代表者は、評議会に反証することができる。上告は、評議会の最優先議題の次位に位置づけられ、議長が上告を聴聞するための時間を決定する。

運営

定款—第 8 条

1. 連盟は、連盟の会長、副会長および財務担当からなる執行委員会を有する。この 3 名が全員で執行の決定を下すものとする。
2. 執行委員会会議は、執行委員会が他の場所での開催を決定した場合を除き、ハーグ市に所在する本部にて行われるものとする。
3. 執行委員会は、理事会会議および評議会会議の他に少なくとも年に 3 回、開催するものとする。
4. 事務局長は、執行委員会会議の少なくとも 14 日前までに議題と必要な文書を準備するものとする。
5. 事務局長は、執行委員会会議の議事録を作成し、会議終了後 3 週間以内に執行委員会に送付するものとする。
6. 連盟の会長の任務は以下のとおりである。
 - a. 会長は理事会の他の構成員とともに、定款、細則および評議会が承認した方針の範囲内で、連盟の統率や運営、発展性および存続性に責任を負うものとする
 - b. 事務局長と連携をとり、事務局長に指示を出す
 - c. コア・パートナーおよび連立パートナーとの協力に関するポートフォリオに対する責任を負う
7. 会長は評議会に対し、以下の点について説明責任を有するものとする。

- a. 理事会および事務局長と協力し、連盟の発展、資金調達および実施を牽引し、連盟の戦略的指針および目標の評価を行う
 - b. 理事会とともに、連盟の財務管理が堅実に行われるような制度やプロセスが整備されていることを確認する
 - c. 国際会議および国内会議において、連盟の世界的な利益について説明する
 - d. 定款第 19 条 5 項に記されているとおり、他の理事会構成員とともに法的に連盟を代表する
 - e. 事務局長が国際的な目標を連盟の具体的な戦略作業計画に変換する際に、サポートする
 - f. 事務局長とともに、理事会が戦略的作業計画に対する進捗を定期的に評価できるよう、報告の準備が整っていることを確認する
 - g. 問題を早期に特定し解決策を構築するメカニズムが整備されるよう、事務局長が連盟内で必要な方針、手順、管理、監査が効果的に行われているか確認を行う際に、サポートする
 - h. 理事会の構成員が、各自に割り当てられたポートフォリオや統治任務を管理するにあたり適切な職能開発や研修を受けていることを確認する
 - i. 連盟の戦略的パートナーとの平等かつ生産的な関係を維持する
 - j. 定款に特定されている責務のすべてを理事会が遂行していることを事務局長が確認する際に、指導する
8. 会長が負う特定の責務は以下のとおりである。
- a. 必要な連盟の活動報告および所信声明が作成され、評議会の承認取得のために提出されていることを確認する
 - b. 公式出版物や共同声明を承認する
 - c. 連盟の日々の管理事項について事務局長と定期的に連絡をとり、相談に乗る
 - d. 公式な契約合意を通して、執行委員会とともに、事務局長の任務について責務を明示する
 - e. 連盟の目標に合致するプログラムと調和した職務契約を事務局長と結ぶ
 - f. 連盟の国際的な目標および戦略的方向性と一致した運営を行うことができているか、事務局長に定期的なフィードバックを行う
 - g. 事務局長とともに正式な業績考査を行うために、少なくとも年に 1 度執行委員会を招集する
 - h. 連盟の国際的な目標および戦略的方向性を達成するために、確実に十分な人数のスタッフを配置するための予算が立てられ任命されるよう、事務局長がサポートする

9. 会長と理事会構成員との関係性
 - a. ポートフォリオに責務を負う執行委員会メンバーからの報告が、理事会のレビューを受けていること、また、承認後に報告書の提言が実行に移されていることを確認する
 - b. 合意された評価プロセスを用いて、理事会の目標に対する年次業績評価を行う
10. 連盟副会長の任務は以下のとおりである。
 - a. 副会長は、執行委員会の他のメンバーとともに、評議会が採択した定款、細則および方針の範囲内で、連盟の運営、発展性および存続性に責任を負うものとする
 - b. 必要に応じて、会長の職務を引き受けるものとする
 - c. 資金提供者との協力関係に対する責務を負う
11. 副会長は評議会に対し、以下の点について説明責任を有するものとする。
 - a. 定款第 23 条 4 項、5 項、6 項に特定されたすべての責務が確実に遂行されるために会長および事務局長と協働する
 - b. 各理事会会議の前に、すべての議題を見直す
 - c. 割り当てられた職務の範囲内で、責務分野に適切な議題を提起する
 - d. 他の理事会構成員と協力および支援し、連盟の発展、資金調達、ミッション、国際的な目標、戦略的指針の実施と評価を行う
12. 副会長が負う特定の責務は以下のとおりである。
 - a. 必要に応じて、会長の職務を引き受ける
 - b. 会長が不在の際、公式出版物や共同声明を承認する
 - c. 国内会議および国際会議において、また、パートナーシップの範囲内で、会長および理事会が承認したとおり連盟を代表する
 - d. 連盟の統治に関する問題について会長と定期的に連絡をとる
13. 副会長と会長との関係性
 - a. 連盟のミッションを果たすための構想を率先して構築するにあたり、会長を補佐および支援する
 - b. 確実に評議会への報告書の作成、所信声明・共同声明・プレスリリースの作成および提出をするにあたり、会長を補佐および支援する
14. 副会長と理事会構成員との関係性

- a. 合意された評価プロセスを用いて、執行委員会の目標に対する年次業績評価に参加する
- b. 効果的な会議が行われるよう尽力する

15. 財務担当の任務は以下のとおりである。

全般的な責務：

- a. 執行委員会の他のメンバーとともに、評議会が承認した定款、細則および方針の範囲内で、連盟の統率や運営、発展性および存続性に責任を負うものとする。
- b. 理事会において、また理事会と財務担当との間で、グループ作業工程が効率的に進められるよう尽力する

ポートフォリオの責務：

- a. 連盟の年間予算を作成するにあたり、事務局長を補佐する
- b. 連盟の資産諮問委員会（RAC）の議長を務め、議題の作成を支援する
- c. RAC のメンバーを採用するにあたり、事務局長および理事会を補佐する
- d. 理事会の要請を受けて、資金調達活動において事務局長を補佐する
- e. 財務的問題について、事務局長に助言する

地域

定款—第 9 条

1. 会員協会は、地理的に 4 つのグループ（アフリカ、アジア太平洋、アメリカ大陸、ヨーロッパ）に区分されるものとする。評議会はこれらのグループを、さらなるサブグループに区分することもできる。
2. 各地域は、連盟の会員協会の会員が代表を務める。代表は、地域の会員協会によって連盟の理事会に選出される。
3. 会員協会は、地理的に区分されるグループの他に地域を選ぶ権利を有するが、当該地域と評議会の承認が必要となる。

評議会

定款—第 10 条

連盟の評議会は、連盟の最高運営機関であり、意思決定の権限を有するものとする。

(評議会の) 構成

定款—第 11 条

1. 各会員協会から評議会に参加できるのは、協会の規模に関わらず、代表者 2 名および投票権 2 票に限定されるものとする。1 名の代表者が、協会の 2 票を投じることも可能である。代表者は、通常 3 年期を通して各協会の代表に任命される。
2. 会員協会は事務局長に対し、評議会会議の少なくとも 60 日前までに、代表者の氏名を通知するものとする。

評議会会議

定款—第 12 条

1. 3 年に 1 度、総会とあわせて評議会会議を開催する。
2. 定款第 12 条 2 項で言及した項目に加え、総会とあわせて開催される評議会会議では、特に以下を行うものとする。
 - i. 定款第 6 条または第 7 条に関する上告を検討する
 - ii. 理事会から前回の会議以降の連盟の活動報告を受け取り、検討する
 - iii. 理事会が提示した、次期会計年度の予算案および翌年以降の財政予測を承認する
 - iv. 外部の監査役を任命する
 - v. 細則の決定および修正を行う
 - vi. 会員協会または理事会が提案した専門的な問題に関する課題または解決策を承認、改正または却下する
 - vii. 理事会の構成員を選出および任命する
 - viii. 国連機関の代表者を選出する
 - ix. 3 年毎総会の開催地を選定する
3. 総会とあわせて開催する場合以外の評議会会議は、対面または電子的手段によって行われるものとする。
4. 評議会会議の冒頭で、助産師および会議の傍聴を希望する他の関係者（オブザーバー）のリストが提示される。傍聴希望者の会議場への入場承認は、3 番目の議題とされる。オブザーバーは、評議会の代表者とは離れて着席する。

5. 会員協会のメンバーは、総会とあわせて開催する評議会会議にオブザーバーとして参加する場合、自身の協会を通して事前に承認を得る必要がある。
6. 他のオブザーバー希望者は、評議会会議の開催前に理事会に認証を申請していれば、会議に参加することができる。
7. (マスコミ関係者を含む) 上記以外の者は、会議中に評議会への参加許可を理事会に申請する権利を有する。
8. 国際評議会会議の日程および開催地の確定は、議題および関係資料とあわせて文書にて少なくとも会議 30 日前までに、事務局長からすべての会員協会および理事会構成員に送られるものとする。
9. 討議案および決議案は、事務局長からの正式な要請が出た後、国際評議会会議の 90 日前までに事務局長に提出するものとする。
10. この期日以降に提出された緊急の案件については、提出が遅れたことに対する十分な理由がある場合に限り、理事会および国際評議会の議長が議題に追加するかを検討する。議題および関係資料は文書にて、会議の少なくとも 30 日前までに、事務局長よりすべての会員協会および理事会構成員に送付される。緊急性に対する評価基準は、国際的な重要性や可能性のある結果があるかという点であり、その他の基準は考慮しないものとする。理事会会議の間に、会長は事務局長に対し、評議会に発言する許可を与えることができる。評議会会議では、正式な代表者はすべての議事に投票することができる。会長を含む理事会構成員は、財務的な問題や連盟の運営に関する特定の事項など、利益の相反と見なされる場合には投票しない意思を表明し、その後投票を控える。
11. 評議会の議事録案は、理事会および会議に参加した評議会の代表者による承認を得なければならない。

評議会会議の招集
定款—第 13 条

1. 総会とあわせて開催される評議会会議以外に、年次評議会会議の開催を提案する通知は文書にて、会議開催予定の少なくとも 90 日前までに、議題に添えて提出するすべての書類と共に事務局長より送付される。
2. 評議会会議の日程および開催地の確認は、議題および関係資料とあわせて文書にて少なくとも会議の 30 日前までに、事務局長からすべての会員協会、オフィサーおよび理事会構成員に送られるものとする。
3. 会議の前に回覧される手続き規則一式に関する文書は、会議の開始時に承認されるものとする。

定足数

定款—第 14 条

投票する権利を持つ代表者の数は、会議の開始時に行う代表者の登録に基づくものとする。

議長

定款—第 15 条

1. 連盟の会長が会議の議長を務めるものとする。事務局長は、議事録の公式記録を残す責務を負うが、必要に応じて当該職務を他の者に委任することができる。

投票

定款—第 16 条

1. 挙手または記名投票に関わらず、投票数を数えるすべての場合において、投票集計係を採用するものとする。しかしながら、特定の論点について明らかに一方に大多数が投じられている場合、議長は投票集計係を採用しないと決断することができるものとする。電子投票システムを使用することも可能である。
2. 他の会員協会に文書で委任状を依頼する会員協会は、その委任状が特定の審議事項に関して投票を指定した委任状なのか、または指定していない委任状なのかを、委任する協会に伝えなければならない。

3. 他の会員協会から委任状を託された会員協会は、託された委任状がどの種類の委任状であるのかを評議会に示さなければならない。
4. 他の会員協会による委任投票は、3年毎総会とあわせて開催される評議会では認められない。
5. 委任投票は、他の会員協会代表者または理事会構成員によってのみ、行うことができる。

理事会

定款—第 17 条

1. 会長職に立候補する人はすべて、理事会構成員として少なくとも 1 期を務めなければならぬ。副会長に立候補する人はすべて、理事会構成員、または立候補する前の 3 度の 3 年毎総会のいずれかにおいて評議会の代表者を務めなければならない。
2. 会長職に欠員が出た場合、選挙が行われる次の評議会会議まで、副会長が会長として職務を遂行する。
3. 財務担当はヨーロッパ地域から指名されるものとする。本部が所在する国の住民が有利となる。財務担当に立候補する応募者はすべて、ヨーロッパ地域からの拘束力を持つ推薦によるものとする。（ヨーロッパ地域は財務担当職について、拘束力を持つ推薦を行うものとする）。
4. 会長、副会長、財務担当職の推薦に関する通知は、6 ヶ月前に会員協会に送られるものとする。
5. 応募書類は、評議会会議の 90 日前までに本部に送付するものとする。
理事会構成員の推薦に関する選挙手順は、以下のとおりである：
 6. 当該地域は評議会に、正式に選出されることになる理事会構成員の名前とあわせて、拘束力を持つ提案を提示する。
 7. 会員協会は、理事会構成員の推薦を提出することができるものとする。ICM 理事会構成員を指名する会員協会は、適切な書式（ICM 理事会構成員の推薦書「付属文書 2-BM」）を用

い、すべての項目（被推薦者の署名入りのプロフィールなど）が完全に記入され、期日前に事務局長に送付されたことを確認しなければならない。

8. 候補者のプロフィールは、評議会会議前に評議会代表者が所属協会と確認および検討できるよう、評議会の 60 日前に当該地域から同代表者に送付される。
9. 拘束力を持つ提案が地域から提出されなかった場合、総会とあわせて開催される評議会会議に出席する評議会代表者は、代表者の地域会議に参加する機会を得るものとする。そこで、地域の候補者について議論し、評議会会議に提出し、承認を受ける拘束力を持つ提案を決定する。
10. すべての候補者名が提出されると、議長はこれらの候補者について異議がないか確認する。異議申し立てがない場合、議長は評議会に対し、理事会構成員の選出を承認するよう依頼する。
11. 会員協会または地域から異議が申し立てられた場合、異議申し立ては地域に戻される。当該地域は再び招集をかけ、推薦する人を再度検討するものとする。当該地域は、評議会終了前になるべく早く、最終の決断を議長へと提出する。議長は評議会に理事会構成員を承認するよう依頼する。
12. 当該地域が候補者を変えず、評議会はそれを承認しないと選択した場合、議長はこの選挙を無効と見なし、当該地域に対し、他の候補者を推薦する拘束力を持つ提案を評議会に提出するよう求めるものとする。
13. 理事会の構成員は、自身の地域に関し、以下について請け負うものとする。
 - i. 定款、細則および評議会が承認した方針の範囲内で、国際助産師連盟（ICM）の統率や運営、発展性および存続性に責任を負うものとする
 - ii. 当該地域内の協会と少なくとも年に 2 回は連絡をとる
 - iii. 当該地域内で、連盟を代表して、連盟の目的を深める専門職の活動を提案する。こうした活動には、情報交換、通信、研究目的の相互訪問、専門職会議および商談が含まれる
 - iv. 専門知識やスキルに調和する主要活動のポートフォリオを実施する。また、合意したポートフォリオを、時宜にかなった効果的方法で実施することを承認し、活動に関する提言等の適切な報告書を執行委員会に提出する

- v. 特定のポートフォリオや専門知識に関連した分科委員会に、参加または先導する
- vi. ニュースレター、専門誌、会報、その他連盟が発行する出版物、または連盟に関連のある出版物に、定期的に寄稿する。当該地域の助産師にも同様のことをするよう促す
- vii. 年次評議会会議に文書にて報告書を提出する

任期、理事会の構成員資格の解除、停職

定款—第 18 条

1. 会長、副会長、財務担当の任期は 3 年間とし、1 期のみ任期修了後直ちに再選することを可能とする。
2. 理事会構成員の任期は 3 年間とし、1 期のみ任期修了後直ちに再選することを可能とする。
3. 理事会構成員の側に利益相反の根拠がある、会議に参加または出席していない、事務局からの連絡に対し応答しない、会員協会が会員資格を一時停止または解除された、または同理事会構成員が行動規範（任期および事務局からの資格解除、添付文書 1）のどの条項も遵守していない場合、評議会は理事会構成員の停職または解任に対する責任を負うものとする。

理事会の任務と責務、代表

定款—第 19 条

1. 每 3 年期に、新たに選出された理事会は評議会閉会時から総会終了時までに集まり、評議会での決定事項を検討するものとする。決定事項から生じる活動の優先順位、次回会議の日程および活動計画について合意する。
2. 理事会は会期中、入会や会員資格の一時停止通知などを含む、連盟会員のあらゆる問題を検討する。
3. 理事会は、総会ハンドブックに記載されたプロセスを用いて、総会を主催する会員協会が提案したテーマを検討し、そのテーマを承認する。
4. 理事会会議の議題は、留意すべき連盟の統治事項であり、評議会が合意した取り組みや決定事項を計画、作成、実行、評価できるような内容を含むものとする。

5. 理事会は評議会が下した決定を支持する。しかし、緊急事態が生じたときは、理事会が連盟全体の利益になるような措置を講じることができる。緊急事態とは、突然または不測の事態、または迅速な対応が必要となる出来事の組み合わせ、差し迫った必要性を意味する。
6. 理事会は、会費の計算方法の案を作成・提示し、評議会による議論と承認を得る。
7. 理事会構成員は、連盟の通常慣行に従って業務を遂行する際、連盟の財政的責務に対し個人的責任は負わないものとする。理事会構成員の損害賠償保険は、連盟が提供する。
8. 理事会は次のことを行うものとする。
 - i. 総会とあわせて開催される評議会の各会議において、前回会議以降の連盟の活動に関する詳細な報告、および将来の発展のための案を提出する
 - ii. 評議会の各会議において、活動のレビューと戦略的目標を提出する
 - iii. 評議会の各会議において、定款第 23 条に記されている年次報告書、会計報告書、および財務諸表注記に加え、前会計年度に関する連盟の監査役からの報告書を提出する
 - iv. 評議会の各会議の議題を準備し、効率的な意思決定を行うために必要な情報がすべての文書に含まれているよう確認する。評議会、およびその他の会議や総会の開催に関して必要な準備をすべて行う

理事会

定款—第 20 条

1. 理事会の決定は全会一致で採択される。総意が得られない場合は、会長が理事会構成員による投票を呼びかける。多数決で採択される。可否同数の場合、会長が決定票を投じるものとする。
2. 各理事会会議の進行は議事録をとるものとし、これは事務局長の責務とする。議事録は会議の会長および事務局長が承認し、その印として署名するものとする。
3. 臨時理事会会議は、理事会構成員が多数決にて賛同した場合、いつでも召集することができる。

通達

定款—第 21 条

1. 事務局長は、実施可能である限り、理事会会議の開催日の少なくとも 30 日以上前に、会議の日付、場所、および議事を、郵送、ファックス、または電子メールによって理事会の各構成員に通達するものとする。

財務

定款—第 22 条

1. 連盟の会費は、3 年毎総会にて評議会会議で合意に達した条件に基づいて計算するものとする。この際、会員協会は会員数やその他連盟が要請した情報の詳細を提出する。
2. 会員協会は、各会計年度の初め、つまり 1 月 1 日に会費を支払うものとする。会費は本部が所在する国の指標に従って毎年増額されるものとする。同年 6 月 30 日までに会費全額が支払われていない場合、10%の追徴金が課されるものとする。
3. 例外的な財政的困難により連盟に対する財務上の義務を遅滞した会員協会は、義務を果たすことのできない理由を理事会に陳情することができる。
4. 理事会は、会費を滞納している会員協会が陳情した財政的困難の状況を、定款の観点から次回会議にて検討し、適宜に決断を下すものとする。
5. 新たに入会した会員協会は、評議会が決定した加盟費に加え、総会とあわせて開催された評議会会議で合意されたスケジュールに従い、会費、および入会した会計年度の時期に応じて比例配分された費用を支払うものとする。

事務局：事務局長

定款—第 24 条

1. 事務局長は連盟の日々の管理業務を遂行する。評議会および理事会の方向性や委任に対して調和を保つつつ、場合によって連盟の日々の経営、ならびに資産や内容の日常管理に責務を負う。

2. 事務局長は、連盟の高潔さや財政の健全性の保護など、連盟の良好な発展、組織および促進の管理に責任を負う。事務局長はリーダーシップを発揮し、理事会が統治的役割を果たすにあたり支援する。
3. 事務局長は、次のことを行うものとする。
 - i. プログラムの計画と実行を確認する
 - ii. 優先順位の決定、管理、計画およびプログラム開発、アドボカシー、資金調達活動を行うことにより、世界的な助産師と母子ケアの問題に対応する
 - iii. 自律的に行動を起こし活動する中で、率先して状況に適切に対応する
 - iv. 様々な状況において連盟を代表し、女性、新生児および家族に対する連盟の献身を推進する
 - v. 会員協会と、また、コア・パートナーやその他組織との効果的な連携を築き、維持する
 - vi. 革新的および戦略的リーダーシップの実践を通して、連盟の財政的、物質的、技術的および人的リソースが効果的および効率的に活用されていることを確認する
 - vii. 助産師に関する様々な問題について専門的助言を提供する
 - viii. 評議会、理事会、執行委員会および連盟のその他委員会のすべての会議において議事録を記録する
4. あらゆる会議において議長が宣言した投票結果を記録した議事録は、投票結果の決定的な証拠となる。

定款の修正

定款—第 25 条

1. 評議会に提出される定款修正案はすべて、裏付けとなる背景説明や、起こりうる財政面の影響に関する指摘を添付しなければならない。
2. 修正案は会議の少なくとも 60 日前までに事務局長に提出しなければならない。
3. 当定款の細則を修正する決議案は、少なくとも三分の二の票を投じることができる人数が出席する評議会会議において、出席者の三分の二以上の賛成票を必要とするものとする。
4. 委任状投票の申請書は、90 日前に会員協会に送付する。

本文書は 2014 年 5 月 28 日にプラハで行われた評議会会議にて承認された。

用語集

定款および細則で使用されている用語は、次のとおりである。

拘束力を持つ提案	次期の理事会構成員の任に就く候補者名を記載した、ICM の各地域が提出する提案。評議会は確固たる根拠に基づいた場合、例外的にこの提案を却下する権利を有する
連盟	国際助産師連盟
総会	国際助産師総会。通常 3 年毎に開催される
評議会	連盟の評議会。連盟の最高運営機関
評議会会議	評議会の年次会議、またはその他の評議会会議
代表者	会員協会の承認を受け、連盟の評議会会議において協会を代表する助産師
指定委任状投票	ある会員協会が他の会員協会の代表者に対し（委任状によって）、総会を開催しない年の評議会会議において、特定の個人または議事についての投票を委任すること。委任された人は、指定通りに投票しなければならず、その内容を変更することはできない。 理事会構成員が、指定委任状投票を行うこともできる
会議	対面または電子的手段により、開催が合意された会議。議題、添付資料、設定された日時、開催地が通知される
助産師	連盟のウェブサイトにて掲載されている「ICM 助産師の定義」最新版に定義されている
助産理念	助産理念は、助産ケアの提供の背景であり、人権アプローチに基づいている

助産ケアモデル	助産ケアの規定モデルは、助産理念に基づいている
非指定委任状投票	<p>ある会員協会が他の会員協会の代表者に対し（委任状によって）、総会を開催しない年の評議会会議において、あらゆる議事について委任された者の判断に基づいた投票を許可すること</p> <p>理事会構成員が、非指定委任状投票を行うことはできない</p>
オブザーバー	評議会に出席し、会議の進行を傍聴する人。ただし、会議への参加は認められておらず、投票する権利は有しない
彼女	本文書の文脈において「彼女」は「彼」の意味も有するものとする
集計係	評議会会議において、投票数の集計など、投票の進行を円滑にするべく指名された人
投票	決定事項または決議案に対する賛成可否を決定するための手段。電子的手段、記名投票または挙手により行う

本文書は 2014 年 5 月 28 日にプラハで行われた評議会会議にて承認された。

添付文書1

理事会構成員資格の解除

理事会構成員は、以下の場合辞任するものとする。

- a. 構成員側に利するような、非公開の利益相反の根拠がある場合
- b. 説明もなく、継続して、または繰り返し会議を欠席している場合
- c. 事務局からの連絡に対し、応答しない場合
- d. 当該構成員が法律によって、理事会構成員になることを禁じられている場合
- e. 当該構成員が精神障害を患っている場合
- f. 当該構成員が、連盟の理事会行動規範を侵害したことにより、除名された場合

本文書は2014年5月28日にプラハで行われた評議会会議にて承認された。

利益相反に関する声明

1. 理事会構成員は、構成員の個人的利益と連盟に対する責務および義務の間に（実際に利益相反が生じる場合、またはその可能性がある場合）相反が生まれるような状況を避けることが求められる。構成員は、個人の判断を妨げるような利益相反が生じる事態を避けなければならない。
2. 利益相反が生じる状況が発生した場合、構成員は理事会に対し、当該利益相反について通知しなければならない。
3. 理事会構成員の個人的判断を妨げる可能性があると見なされるような利益が生じた場合、それが財務的な利益か否かに関係なく、利益が生じたと見なされる前に、理事会にすべてを開示しなければならない。
4. 利益の相反が生じた理事会構成員は、利益が生じる事項に関する会議ではその職を辞し、関連する事項に断じて投票してはならない。

本文書は2014年5月28日にプラハで行われた評議会会議にて承認された。

ICM 理事会構成員の行動規範

研修および職能開発

理事会構成員として運営責任に必要なスキルおよび判断力を発展させることが求められる。

理事会の新たな構成員に対し（要請があれば）、メンターの役目を務めることが求められる。

規則、規制、方針、手順

理事会構成員としての任務に関連する規制およびガイドラインを遵守することが求められる。定款、細則、本行動規範、および ICM 助産師の倫理綱領がその対象となる。

対外的イメージ

常に、連盟の対外的イメージを向上させることが求められており、連盟の信用を失墜させるような行為をしてはならない。

ICM を代表する

連盟の利益となるよう、誠意を持って行動することが求められる。

理事会構成員としての立場を個人的な目的のために利用してはならない。

任務の遂行および説明責任

理事会構成員としての職務に必要とされる時間と努力を捧げることが求められる。

すべての理事会会議および ICM3 年毎総会に出席することが求められる。

理事会の業務および会計を客観的に監督および評価し、連盟の会員に説明することが求められる。

自身の任務遂行能力について、監督および評価を受けることが求められる。

守秘義務

機密性があると指定されている理事会会議や委員会会議からの情報および文書について、外部に漏洩してはならない。

関係

同僚の理事会構成員と信頼や良好な仕事上の関係を築き、会長の権限および指示を尊重することが求められる。

事務局長およびそのスタッフの職務を尊重およびサポートすることが求められる。

本文書は2014年5月28日にプラハで行われた評議会会議にて承認された。

(公社) 日本看護協会・(公社) 日本助産師会・(一社) 日本助産学会 訳